



平成30年4月26日

各 位

会 社 名 株式会社アイチコーポレーション
代表者名 取締役社長 三 浦 治
(コード番号6345 東証・名証第一部)
問合せ先 総務部長 三 井 田 哲
(TEL 048-781-1111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月開催予定の第70回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。監査等委員会設置会社へ移行するため、同定時株主総会において定款一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行および移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」および「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能にすることを目的として監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 経営体制の透明化および説明責任の明確化を図り、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を目的として名誉会長制度を廃止するため、名誉会長に関する規定の削除を行うものであります。
- (3) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の具体的な内容は、別紙のとおりとなります。

以 上

定款一部変更案

(下線部は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は株式会社アイチコーポレーションと称し、英文ではAICHI CORPORATIONと表示する。</p> <p>(目的) 第2条 (省略) <u>1.</u> ~ <u>6.</u></p> <p>第2章 株式</p> <p>(单元未満株主の権利制限) 第9条 (省略) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利。取得請求権付株式の取得を請求する権利。募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利。 前条に規定する单元未満株式の買増しを請求する権利。</p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 (省略) <u>2.</u> 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>(基準日) 第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使できる株主とする。本定款に定めのある場合のほか必要あるときは取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第13条 定時株主総会は、事業年度の終了後3ヶ月以内に招集する。臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、<u>株式会社</u>アイチコーポレーションと称し、英文ではAICHI CORPORATIONと表示する。</p> <p>(目的) 第2条 (現行どおり) <u>(1)</u> ~ <u>(6)</u></p> <p>第2章 株式</p> <p>(单元未満株主の権利制限) 第9条 (現行どおり) <u>(1)</u> (現行どおり) <u>(2)</u> (現行どおり) <u>(3)</u> (現行どおり) <u>(4)</u> (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 (現行どおり) <u>2</u> (現行どおり)</p> <p>(基準日) 第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使できる株主とする。 <u>2</u> 本定款に定めのある場合のほか必要あるときは取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第13条 定時株主総会は、事業年度の終了後3ヶ月以内に招集する。 <u>2</u> 臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p>

(議長)

第14条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。
社長に事故あるときは、他の取締役がこれにあたる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。

(決議)

第17条 株主総会の決議は、法令および定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれをおこなう。会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上でおこなう。

第4章 取締役および取締役会

(定員)

第19条 当会社の取締役は、15名以内とする。
(新設)

(取締役の選任)

第20条 (新設)
取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によってこれをおこなう。
取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(株主総会の招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議)

第17条 株主総会の決議は、法令および定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。
2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の数)

第19条 当会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、10名以内とする。
2 当会社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役を区別して株主総会の決議によって選任する。
2 取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によってこれを行う。
3 (現行どおり)

(取締役の任期)

第21条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(新設)

(新設)

(代表取締役)

第 22 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

(役付取締役)

第 23 条 取締役会の決議により、会長、社長、副社長各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(名誉会長)

第 24 条 取締役会の決議により、名誉会長 1 名を定めることができる。

(取締役会の招集)

第 25 条 取締役会は社長が招集し、その議長にあたる。社長に事故あるときは、他の取締役が招集し、その議長にあたる。

取締役会の招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前にこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、これをさらに短縮することができる。

取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(取締役会の決議)

第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の議決権の過半数をもってこれをおこなう。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

2 監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 任期満了の前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第 22 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、代表取締役を選定する。

2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

(役付取締役)

第 23 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(削除)

(取締役会の招集権者および議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

3 取締役会の招集の通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

4 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(新設)

(新設)

(取締役の責任免除)

第 29 条 (省略)
(省略)

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第 30 条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(定員)

第 31 条 当社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任)

第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。

(監査役の任期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(補欠)

第 34 条 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤の監査役)

第 35 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第 36 条 監査役会は各監査役がこれを招集する。監査役会の招集の通知は、各監査役に対し、会日の3日前にこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、これをさらに短縮することができる。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第 27 条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 (現行どおり)
2 (現行どおり)

第5章 監査等委員および監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 31 条 当社は、監査等委員会を置く。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(常勤の監査等委員)

第 32 条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第 33 条 (削除)
監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(監査役会の決議)

第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれをおこなう。

(監査役会規則)

第 38 条 監査役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか監査役会で定める監査役会規則による。

(監査役の責任免除)

第 39 条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失が無い場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 6 章 会計監査人

第 40 条～第 41 条 (省略)

(会計監査人の任期)

第 42 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 7 章 計算

第 43 条～第 45 条 (省略)

(期末配当金および中間配当金の除斥期間)

第 46 条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社は支払の義務を免れるものとする。未払いの期末配当金および中間配当金には利息を付さない。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開くことができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 34 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

(監査等委員会規則)

第 35 条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか監査等委員会で定める監査等委員会規則による。

(削除)

第 6 章 会計監査人

第 36 条～第 37 条 (現行どおり)

(会計監査人の任期)

第 38 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 7 章 計算

第 39 条～第 41 条 (現行どおり)

(期末配当金および中間配当金の除斥期間)

第 42 条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社は支払の義務を免れるものとする。

2 未払いの期末配当金および中間配当金には利息を付さない。

(新設)	附則
(新設)	<p><u>(監査役の責任免除等に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、2018年6月開催の第70回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 2018年6月開催の第70回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、当該行為に関する限り、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条の定めるところによる。</u></p> <p><u>3 本附則は、2028年6月20日をもって削除する。</u></p>

以上